

構造計算適合性判定申請図書（副本）等の確認検査機関等への直接送付の取扱い

本取扱いは、特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター（以下「センター」といいます。）が、構造計算適合性判定業務規程第16条第2項に基づく適合判定通知書を交付する際に、適合判定通知書（写し）、判定申請図書（副本）（以下「判定申請図書（副本）等」といいます。）を建築主事又は指定確認検査機関（以下「確認検査機関等」といいます。）へ直接送付又は直接搬送（以下「直接送付」といいます。）することについて依頼する申請者又は代理者（以下「申請者等」といいます。）とセンターとの間の実施条件について定めるものです。

1 本取扱いの適用

本取扱いを了承いただくことによって、判定申請図書（副本）等を確認検査機関等へ直接送付することをセンターに依頼することができます。

2 送付依頼書の提出

申請者等は、確認検査機関等へ判定申請図書（副本）等の直接送付を希望する場合は、送付先の確認検査機関等の了解を得た上で、送付依頼書（別紙様式）を提出するものとします。

なお、代理者が送付依頼書を提出する場合は、申請者より直接送付の手続きについて委任されていることが必要です。

3 センターによる直接送付

センターは、適合判定通知書を交付する際に、予め送付依頼書が提出されている場合は、判定申請図書（副本）等を確認検査機関等へ直接送付します。

適合判定通知書（原本）は、申請者等に送付します。

ただし、申請者等が直接送付にかえて適合判定通知書（原本）及び判定申請図書（副本）の受領を申し出た場合は、送付依頼書は取り下げられたものとして扱います。

4 費用負担

確認検査機関等への直接送付に要する費用はセンターが負担し、送付する場合は信書便によるものとします。

5 確認検査機関等への連絡

センターは、送付時に、代理者及び確認検査機関等へメール又はファクスにて連絡します。

6 事故等の場合の責任

センターは、故意又は重過失による場合を除き、宅配業者等による図書の紛失、破損、遅延等、申請者等に生じた損害について、一切の責任を負いません。

7 本取扱いの変更

センターは、本取扱いの内容を予告なく変更・追加・削除すること（以下「変更等」といいます。）ができるものとし、取扱いの変更等がある場合には、センターはその旨をホームページ上等で表示します。

8 協議事項

センター及び申請者等は、本取扱いに定めのない事項又は本取扱いの解釈について生じた疑義については、誠意をもって協議の上解決するものとします。